

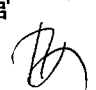















決裁 供覧

件名	敦賀発電所2号機直下の破砕帯が耐震設計上考慮する活断層であると判断したことを踏まえた同発電所の保全に係る報告の徴収について			文書番号 原管P発第1305297号	
	上記の件について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第67条第1項の規定に基づき、案 のとおり、事実関係等に関する報告を命ずるとともに、日本原子力発電株式会社 取締役社長 濱田 康男宛て通知してよろしいか伺います。				
起案	起案日	平成25年05月27日		受付日	
	部署	原子力規制庁 安全規制管理官（PWR新型炉担当）付		決裁 決裁処理期限日	平成25年05月29日
分類名称	起案者	澤田 智宏		決裁 決裁日	
	連絡先	[REDACTED]		施行 施行処理期限日	平成25年05月29日
	大分類	原子力規制庁		施行 施行日	25.5.29
	中分類	安全管理官（PWR・新型炉）		施行 施行先	日本原子力発電株式会社 取締役社長 濱田 康男
取扱区分	名称（小分類）	平成25年度報告徴収敦賀発電		施行 施行者	原子力規制委員会
	秘密区分			取扱上の注意	
	秘密期間終了日			格付け 機密性格付け	2
指定事由			格付け 取扱制限		
			保存 行政文書保存期間	5年	
備考欄	保存 保存期間満了時期		平成31年03月31日		
	<p>委員長 委員 (別紙参照)</p> <p>長官  次長  審議官 </p> <p>総務課長 </p> <p>安全規制管理官（PWR・新型炉担当） </p> <p>  </p> <p>  </p>				

本日の第8回原子力規制委員会において審議された原子力規制委員会決定等について、以下のとおり賛成又は反対したことを確認する。
なお、原子力規制庁長官に対し、必要に応じて本委員会決定又は指示文書の関係機関への通知を依頼する。

案件名	文書番号	島崎委員	更田委員	中村委員	大島委員	決議
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項の規定に基づく報告の徴収について		賛成・反対	賛成・反対	賛成・反対	賛成・反対	可決・否決
		賛成・反対	賛成・反対	賛成・反対	賛成・反対	可決・否決
		賛成・反対	賛成・反対	賛成・反対	賛成・反対	可決・否決
		賛成・反対	賛成・反対	賛成・反対	賛成・反対	可決・否決
決裁欄						(委員長決裁) 

※委員が欠席した事案は欄に斜線を引くこととし、決議を棄権した事案は「賛成・反対」に取り消し線を引くこととする。

(案)

番 年 月 日
25. 5. 29

日本原子力発電株式会社
取締役社長 濱田康男 宛て

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項の規定
に基づく報告の徴収について

原子力規制委員会（以下「当委員会」という。）は、平成25年5月22日の原子力規制委員会において、現在まで得られたデータ等をもとに、日本原子力発電株式会社（以下「日本原子力発電」という。）敦賀発電所2号機直下の破碎帯が耐震設計上考慮する活断層であると判断した。

このことを踏まえ、同発電所の保全の観点から、当委員会は、日本原子力発電に対し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第67条第1項の規定に基づき、下記の事項について、平成25年7月31日までに報告することを命ずる。

なお、この処分について不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により当委員会に対して異議申立てをすることができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると、処分の異議申立てをすることができなくなる。

この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、上記の異議申立てに対する決定を経た後に、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として提起することができる。ただし、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該異議申立てに対する決定を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができる。①異議申立てがあった日の翌日から起算して3か月を経過しても決定がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

記

1. 敦賀発電所2号機の使用済燃料貯蔵設備について、冷却水が喪失した場合の、同設備内に貯蔵される燃料体の健全性及び周辺への放射線影響の評価
2. 1. の評価において放射線影響が想定される場合の、これを防止するための対応策

以上

日本原子力発電(株)敦賀発電所2号機の使用済燃料貯蔵設備の評価等について

平成25年5月29日

原子力規制庁

1. 経緯

- (1) 前回(5月22日)の原子力規制委員会において、現在まで得られたデータ等をもとに、日本原子力発電株式会社(以下「日本原子力発電」という。)敦賀発電所2号機原子炉建屋直下の破碎帯が耐震設計上考慮する活断層であると判断された。
- (2) 敦賀発電所2号機は現在停止中であり、原子炉に燃料が装荷されていないが、使用済燃料貯蔵槽には約1,700体の使用済燃料が貯蔵されている状況。これを踏まえ、原子力規制委員から、日本原子力発電に対して当該使用済燃料貯蔵槽において、冷却水を喪失した場合の影響評価を求めべき等の指摘があり、原子力規制庁に対し評価内容等の検討の指示がなされた。

2. 報告徴収(案)

- 委員会での議論を踏まえ、日本原子力発電に対し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第67条第1項の規定に基づき、以下の事項の報告するよう命ずる。
 - ① 敦賀発電所2号機における使用済燃料貯蔵設備について、冷却水が喪失した場合の、同設備内に貯蔵される燃料体の健全性及び周辺への放射線影響の評価
 - ② ①の評価において放射線影響が想定される場合の、これを防止するための対応策

3. 今後のスケジュール(案)

- (1) 日本原子力発電に対し、平成25年7月31日までに報告するよう命ずる。
- (2) その後、報告結果を踏まえ、委員会で対応を検討する。

(参考)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年六月十日法律第百六十六号）

(報告徴収)

第六十七条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（都道府県公安委員会にあつては、第五十九条第六項の規定）の施行に必要な限度において、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資を使用している者及び国際特定活動実施者を含む。）に対し、第六十四条第三項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資を使用している者及び国際特定活動実施者については原子力規制委員会とし、第五十九条第五項に規定する届出をした場合については都道府県公安委員会とする。）に応じ、その業務に関し報告をさせることができる。

2 (略)